

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南山城村は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南山城村長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	予防接種に関する事務			
②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 また、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく次の事務にも、特定個人情報ファイルを利用する。 ①予防接種法に基づく予防接種者の管理 ②予防接種の勧奨、接種記録の入力及び台帳管理 ③健康被害救済に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る次の予防接種事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交			
③システムの名称	健康管理システム、国保総合システム、ワクチン接種記録システム（VRS）、中間サーバー、番号連携サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
予防接種ファイル、新型コロナウイルス予防接種ファイル、統合宛名ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項第10、55072 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条、67条の2 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号（委託先の提供）			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 項番16の2、115の2 【情報照会】 項番16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供】 第12条の2、59条の2 【情報照会】 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	保健医療課			
②所属長の役職名	保健医療課長			
6. 他の評価実施機関				
なし				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南山城村総務財政課 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14-1 0743-93-0102
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南山城村総務財政課 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14-1 0743-93-0102
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 ・住基ネット紹介するには4情報または住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・特定個人情報が含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	南山城村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程等に基づき、特定個人情報に関する研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月19日	I－1－③システムの名称	国保連システム、中間サーバー	国保連システム、中間サーバー、番号連携サーバー	事後	
平成29年10月19日	I－5－②所属長の名称	保健福祉課長 岸田 秀仁	保健福祉課長 山本 雅史	事後	
令和1年5月21日	I－5－②所属長の名称	保健福祉課長 山本 雅史	保健福祉課長	事後	
令和1年5月21日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年9月30日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10	番号法第9条第1項、別表第一項番10 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	
令和2年9月30日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 行わない 【情報照会】 項番17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】 行わない 【情報照会】 第12条の3、13条、13条の2	事後	
令和2年9月30日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月21日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	再評価の実施
令和2年9月30日	I－1－③システムの名称	国保総合システム、中間サーバー、番号連携サーバー	健康管理システム、国保総合システム、中間サーバー、番号連携サーバー	事前	
令和3年1月27日	I－1－②事務の概要		(※下記を追加) また、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく次の事務にも、特定個人情報ファイルを利用する。 ①予防接種法に基づく予防接種者の管理 ②予防接種の勧奨、接種記録の入力及び台帳管理 ③健康被害救済に関する事務	事後	
令和3年1月27日	I－2特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル、統合宛名ファイル	予防接種ファイル、新型コロナウイルス予防接種ファイル、統合宛名ファイル	事後	
令和3年1月27日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	番号法第9条第1項、別表第一項番10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、67条の2	事後	
令和3年1月27日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 行わない 【情報照会】 項番17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】 行わない 【情報照会】 第12条の3、13条、13条の2	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 項番16の2、115の2 【情報照会】 項番16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】 第12条の2、59条の2 【情報照会】 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2	事後	
令和3年1月27日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	
令和3年1月27日	IV－6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和3年1月27日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	令和3年1月27日 時点	事後	
令和4年2月15日	I－1－②事務の概要		(※以下を追加) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る次の予防接種事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用開始
令和4年2月15日	I－1－③システムの名称	健康管理システム、国保総合システム、中間サーバー、番号連携サーバー	健康管理システム、国保総合システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、中間サーバー、番号連携サーバー	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用開始
令和4年2月15日	I－3法令上の根拠		(※以下を追加) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用開始
令和4年2月15日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	1. 番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和4年2月15日	I－5－①部署及び②所属長の役職名	保健福祉課 保健福祉課長	保健医療課 保健医療課長	事後	
令和7年3月31日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	様式変更(評価項目追加)
令和7年3月31日	IV－8人手を介させる作業	なし	追加	事後	様式変更(評価項目追加)
令和7年3月31日	IV－11最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加	事後	様式変更(評価項目追加)